

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年10月29日
近畿地方整備局
福知山河川国道事務所長 佐古 康廣

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、道路構造の保全及び道路交通の危険を防止することを目的に道路法第47条第2項、同法第47条の2第1項に違反する特殊車両の指導・取り締まりを行うものである。

本業務の実施にあたっては、関係法令や特殊車両通行許可制度に精通し、違反の可能性が高い特殊車両の判別に対して専門的な技術力が求められる。また、違反車両の指導を行うことから、すべての違反車両に対して公平・中立的な立場の保持が強く求められるとともに、トラブルを適切に処理するための関係法令について説明できる技術力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度福知山地区特殊車両取締補助業務

(2)業務内容

1) 取締内容

特殊車両の指導・取締については、下記の取締り員を配置し「特殊車両指導取締り」体制を確立するものとする。

①誘導係員は、特殊車両(対象車両)を発見し、取締り基地の入り口に待機する別の誘導係員に連絡する者とし、連絡を受けた誘導係員は速やかに警察官に伝達のうえ、警察官と共に一時停止せしめ、取締り基地内に誘導する。

②重量測定係員は、対象車両が計量機(重量計)の定位置に停止したのを確認し、計測を行うものとし、計測結果については計測値を運転手に知らせ(視認)たうえ、測定ボタンを押し結果を印字する。

③寸法測定係員は、対象車両の最高高さ、最大幅及び最大長さを箱尺及び巻き尺等により計測するものとし、運転手に確認させるものとする。

④記録係員は、重量測定及び寸法測定が完了した時点で「特殊車両通行許可書」の有無を確認し、監督職員(道路監理員)立会のもとに対象車両の運転手に許可証の提示を求め違反事実の照合を行うものとする。

⑤撮影係員は、違反車両に対する撮影を行う。

⑥指導係員は、「特殊車両指導取締り」実施するにあたり、事前に各指導取締り員に対する職務の指示、連絡、調整及び指導を行うものとする。

また、指導取締り実施中においては、監督職員(道路監理員)の業務補助者として、違反車両

に対し、違反事実の確認を行い、当該車両の運転手と面接して指導取締り調書を作成する。さらに、「特殊車両指導取締り」実施する主旨等について説明するとともに、監督職員(道路監理員)の指示により、「指導警告書」又は「措置命令」を作成するものとする。

2)取締場所

- ・夜久野基地(昼)
- ・真倉基地(昼、夜)

(3)履行期限 平成20年3月20日

3. 業務目的

本業務は、道路法第47条第2項、同法第47条の2に違反して走行している特殊車両の指導
・取り締まりを行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1)基本的要件

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②「平成19年4月1日より資格が有効となる」平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2)技術力に関する要件

道路法第47条第2項に規定に違反し、または同法第47条の2第1項に規定する条件に違反して走行する車両に対する特殊車両通行取締時の発見・誘導、主旨説明、違反内容確認、調書・指導書作成を行うものであり、道路法はもちろんのこと特殊車両通行許可制度、積載物や車両構造の特殊性、車検証との整合等関連した専門的な技術力を有していること。

3)中立性・公平性に関する要件

建設コンサルタント等との資本、もしくは人事関係がないこと。ここでいう「資本、もしくは人事関係」とは、次のイ)又はロ)に該当する関係である。

- イ)参加表明者と建設コンサルタント等の間で、一方が、もう一方の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている関係。
- ロ)建設コンサルタント等の代表権を有する役員が、建設コンサルタント等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業の代表権を有する役員を兼ねている関係。

4)守秘性に関する要件

- ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。

5)業務執行体制に関する要件

- ①京都府内に本社・本店、又は支社・支店・営業所等があること。
- ②取り締まり指導業務を行うことのできる要員を十分確保していること。

6)業務実績に関する要件

元請けとして、平成14年度以降において完了し引き渡しが済んでいる業務で、1件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

同種業務:近畿地方整備局が発注した近畿地方整備局管内における特殊車両取締指導補助業務

類似業務:近畿地方整備局管内の府県又は政令指定市が発注した特殊車両取締指導補

助業務

(2)配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

①配置予定主任技術者

・資格要件

配置予定主任技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア)過去5年間に特殊車両指導補助業務の同種業務の実績を有すること。

イ)過去5年間に特殊車両指導補助業務の類似業務の実績を有すること。

ウ)近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を15年以上有しているもの。

・同種又は類似業務の実績

平成14年度以降において元請けで受注し完了・引き渡しが済んでいる業務で、1件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

同種業務：近畿地方整備局が発注した近畿地方整備局管内における特殊車両取締指導補助業務

類似業務：近畿地方整備局管内の各府県又は政令指定市が発注した特殊車両取締指導補助業務

5. 手続等

(1)担当部局

〒620-0875 京都府福知山市字堀小字今岡2459-14

国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 経理課 契約係

TEL:0773-22-5104 FAX:0773-23-0459

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年10月30日から平成19年11月13日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時30分から16時30分まで)

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3)参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年11月14日16時30分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3)当該応募者に対して企画提案による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

平成19年12月3日 16:30

(4)近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「平成19年4月1日より資格が有効となる」

平成19・20・21年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することが

できるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
(5)詳細は説明書による。

— 以上 —